

# 税の散歩道

平成19年度から

## 住民税と所得税の負担割合が変わります

「地方のことは地方で」という方針のもとに、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」。その柱ともいえる「税源移譲」が今年から実施され、住民税（地方税）と所得税（国税）の負担割合が変わります。



### どう変わるの？

↓住民税の税率を一律10%に統一し、所得税を下げます。

【住民税】 3段階の税率から、一律10%（町民税6%、県民税4%）に統一  
【所得税】 4段階の税率を、6段階に細分化

### いつから変わるの？

↓所得税は、平成19年分から減り、住民税は平成19年6月分から増えます。

【給与所得者・年金受給者】平成19年1月から所得税

（源泉徴収分）が減り、6月から住民税が増えます。

【事業所得者等】平成19年6月から住民税が増え、平成20年2～3月の確定申告で所得税が減ります。

### 今月の納税

- 軽自動車税 全期分  
【納期限：5月1日(火)】
- ◎土・日・祝日でも、役場及び町民サービスセンター（サビア横芝店内）で納めることができます。

### ポイント

税源移譲は、国から地方への税金の移し替えですので、「住民税+所得税」の負担は、基本的には変わりません。

※景気回復のための定率減税措置が廃止されることや、個人の収入の増減など、別の要因により、実際の税負担額は変わりますので、ご留意願います。

### 平成19年度 納期限一覧 (別表)

| 月       | 税 (料) 目        | 納 期 限     |
|---------|----------------|-----------|
| 4月      | 軽自動車税 全期分      | 5月1日(火)   |
| 5月      | 固定資産税 全期・1期分   | 5月31日(木)  |
| 6月      | 町県民税 全期・1期分    | 7月2日(月)   |
| 7月      | 固定資産税 2期分      | 7月31日(火)  |
|         | 国民健康保険税 全期・1期分 |           |
| 8月      | 介護保険料 全期・1期分   | 8月31日(金)  |
|         | 町県民税 2期分       |           |
|         | 国民健康保険税 2期分    |           |
| 9月      | 介護保険料 2期分      | 10月1日(月)  |
|         | 固定資産税 3期分      |           |
|         | 国民健康保険税 3期分    |           |
| 10月     | 介護保険料 3期分      | 10月31日(水) |
|         | 町県民税 3期分       |           |
|         | 国民健康保険税 4期分    |           |
| 11月     | 介護保険料 4期分      | 11月30日(金) |
|         | 固定資産税 4期分      |           |
|         | 国民健康保険税 5期分    |           |
| 12月     | 介護保険料 5期分      | 12月28日(金) |
|         | 町県民税 4期分       |           |
|         | 国民健康保険税 6期分    |           |
| H20年 1月 | 介護保険料 6期分      | 1月31日(木)  |
|         | 国民健康保険税 7期分    |           |
| 2月      | 介護保険料 7期分      | 2月29日(金)  |
|         | 国民健康保険税 8期分    |           |

**町税等は納期限内に!**  
平成19年度の町税・介護保険料の納期限は次の一覧のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。  
なお、口座振替を行っている方は、次の表の納期限に指定の口座から引き落としになりますので、残高の確認をしてください。(別表)  
**町税等の納付は口座振替で!**  
町税、介護保険料の納付には口座振替をおすすめします。口座振替は預金口座から納

期限ごとに自動的に引き落とされるので、納め忘れなどの心配がなくとも便利です。ぜひこの機会に口座振替を！  
手続きは、役場税務課又は各金融機関でお願いします。  
**軽自動車税の減免申請は4月24日までです!**  
●持参するもの  
身体障害者手帳、療育手帳等、運転免許証、減免を受けようとする車の車検証、印かん、平成19年度軽自動車税納税通知書

◆問い合わせ 税務課 税務班  
☎ 041-2212